

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成21年11月4日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパービバホーム新名取店  
名取市下増田字大橋本18番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
トステムビバ株式会社 代表取締役社長 豆成 勝博  
埼玉県上尾市上298番地の1
- 3 市町村の意見の概要
  - (1) 駐車場の変更等について、チラシ等による事前周知を徹底し、来店者車両の円滑な誘導に配慮されたい。
  - (2) 駐車場の出入口が7箇所から3箇所に減少することにより、出入口1箇所当たりの来店者車両利用台数増が見込まれることから、出入口付近における交通混雑が発生しないよう、駐車場内の誘導も含め、誘導員の配置等について配慮されたい。
  - (3) 所要箇所への看板設置、誘導員の配置等検討されたい。
  - (4) その他、引き続き交通安全対策に配慮されたい。
  - (5) 使用しない駐車場出入口の施錠を徹底し、青空駐車や夜間における青少年等のたまり場とならないように適切な防犯対策に配慮されたい。
  - (6) その他、引き続き防犯対策に配慮されたい。
- 4 地域住民等の意見の概要  
なし
- 5 縦覧場所  
宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター及び名取市役所
- 6 縦覧期間  
平成21年11月4日から平成21年12月4日まで（ただし、閉庁日を除く。）